

***** 毛呂山町から転出される方へ *****

新しい住所地に**住み始めた日から14日以内**に転入届の手続きをして下さい。

正当な理由がなく14日以内に転入届を行わない場合は、50,000円以下の過料に処せられることがありますのでご注意ください。

【転入届にお持ちいただくもの】※詳しくは新住所地の市区町村で確認ください。

- 転出証明書 ○身分証明書 ○届出人の印鑑
- マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード（転入する方全員分）
- 住民基本台帳カード（お持ちの方）

		【毛呂山町】での手続き	【新住所地】での手続き
○マイナンバーカード（個人番号カード）を申請中の方	住民課 戸籍住民係	転出前に受け取って下さい。	転入時にマイナンバーカード（個人番号カード）を窓口へお持ち下さい。
○マイナンバーカード（個人番号カード） ○住民基本台帳カードをお持ちの方		受け取らない場合、転出により失効となります。	交付申請書を取得、再度交付申請をして下さい。
○印鑑登録をしている方		継続してご利用になれます。	マイナンバーカード（個人番号カード）・住民基本台帳カードを窓口へお持ち下さい。 ※手続きの際に全員の 暗証番号 が必要となります。
○国民健康保険に加入の方	住民課 国保年金係	転出（予定）年月日で廃止されます。「印鑑登録証」をお返し下さい。	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをして下さい。
○国民年金に加入の方		「保険証」をお返し下さい。 転出（予定）年月日で資格がなくなります。	改めて手続きをして下さい。
○子ども手当を受けている方	子ども課 児童係	特に必要な手続きはありません。	住所変更の手続きをして下さい。
○子ども医療費受給者証をお持ちの方		「子ども手当消滅届」を提出して下さい。	「子ども手当用連絡票」をお持ちのうえ、改めて申請の手続きをして下さい。
○公立小・中学校に在学中のお子さんのいる方	教育委員会 学校教育課 学務係	「受給資格証」をお返しください。	改めて手続きをして下さい。*市区町村で異なりますのでお問い合わせ下さい。
○介護保険に加入の方 (65歳以上の方及び40歳以上65歳未満で介護認定を受けている方)	高齢者支援課 介護保険係	学校へ行って転校の手続きをして下さい。	「在学証明書」と「教科書無償給与証明書」をお持ちのうえ、入学手続きをして下さい。
○後期高齢者医療制度に加入の方	高齢者支援課 医療保険料係	「保険証」をお返し下さい。 要介護認定を受けている方は、高齢者支援課介護保険係で証明を受けて下さい。	改めて手続きをして下さい。
○原付バイク（125cc以下）をお持ちの方	税務課 町民税課税係 資産税課税係	「保険証」をお返し下さい。 転出（予定）年月日で資格がなくなります。	改めて手続きをして下さい。
○軽自動車 ○普通自動車		「ナンバープレート」と「印鑑」を持参し、廃車の手続きをして下さい。廃車受付書をお渡しいたします。	改めて手続きをして下さい。
○納税通知書の送付先（毛呂山町へ納める税金）		町では手続きできません。	*車両によって手続き先が異なりますのでお問い合わせ下さい。
○税金の納め忘れがある方	税務課 納税係	転出により住所変更されます。	特に必要な手続きはありません
○水道を使用されている方	水道課 業務係	税務課納税係へお寄り下さい。	特に必要な手続きはありません
	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 TEL 049-294-9333	「水道使用中止届」又は「使用者変更届」を提出して下さい。	改めて手続きをして下さい。
		※ 下水道を使用されていた方は、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合への手続きも必要です。	※市区町村により異なりますのでお問合せ下さい。

☆ 転出証明書に記載してある異動（予定）年月日や、新住所地などに変更があったときは、変更事項を申し出てそのまま新住所で手続きをして下さい。

☆ 転出証明書を紛失したときは、再交付の届出をして下さい。

☆ 転出が取消しになったときは、転出証明書と本人確認書類をお持ちのうえ、転出取消しの手続きをして下さい。

★ 海外へ転出された方が帰国して転入届をするときは、転出証明書に代わり次の書類が必要になります。

- ⇒ ① パスポート ② 戸籍謄本または抄本 ③ 戸籍の附票

(注) 帰国の際、自動化ゲートをご利用の方は、帰国日の認証が押されませんので、担当官に認証の押印を申し出て下さい。

【問い合わせ先】 毛呂山町役場 TEL 049-295-2112（代表）
〒350-0493埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地